

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和8年7月1日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2600055号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600036号

第1 結論

請求者のA社における平成30年12月14日の標準賞与額を26万5,000円に訂正することが必要である。

平成30年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成30年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成8年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成30年12月

請求期間の賞与の記録がないが、当該期間にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳並びにA社の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書及び預金通帳から判断すると、請求者は平成30年12月14日に標準賞与額26万5,000円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年12月14日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2600030号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600035号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B事業所。)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成8年2月29日から同年3月1日まで

B事業所における厚生年金保険の資格喪失年月日が平成8年2月29日と記録されている。しかしながら、B事業所を退職する際には、平成8年2月29日まで在職する旨の了承を得ており、同事業所から交付された離職証明書にも、離職日は同年2月末日である旨記載されているので、資格喪失年月日の記録を同年3月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された離職証明書及び雇用保険の加入記録により、請求者が平成8年2月29日までB事業所に勤務していたことは認められる。

一方、請求期間について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定により保険給付の計算の基礎となる記録訂正を行うためには、事業主が請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料を控除していたことが認められる必要がある。

しかしながら、B事業所の事業主は、請求者に係る賃金台帳、源泉徴収簿等の資料は保管していないことから、請求期間に係る厚生年金保険料を控除したか否かは不明であると回答している。

なお、B事業所が加入しているC健康保険組合は、請求者の資格喪失年月日を平成8年2月29日と回答しており、請求期間当時、同事業所が加入していたD厚生年金基金の記録を引き継いだ企業年金連合会から提出された「中脱記録照会(回答)」においても、請求者の資格喪失年月日は同年2月29日であり、いずれもオンライン記録の資格喪失年月日と一致している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことを認めることはできない。